秘密保持に関する誓約書

　　年　　月　　日

株式会社●●　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　［所 在 地］

　　　　　　　　　　　　　　　　　［会 社 名］

　　　　　　　　　　　　　　　　　［役職･氏名］

　当社は、貴社から情報の開示を受けるにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

1.　当社は、●●【例：ディープラーニング技術を用いたAIアルゴリズムおよびこれに関連するシステム・ソフトウェア等の開発の可能性を検討する】目的（以下「本目的」といいます。）のため、貴社より開示を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、次のいずれかに該当する情報（以下「秘密情報」といいます。）を秘密として保持し、貴社の事前の書面による承諾を得ずに、第三者に開示、提供または漏えいしません。

(1)　貴社が書面により秘密である旨指定して開示した情報

(2)　貴社が口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後3営業日以内に書面により内容を特定した情報。なお、口頭により秘密である旨を示して開示した日から3営業日が経過する日または貴社が秘密情報として取り扱わない旨を書面で通知した日のいずれか早い日までは当該情報を秘密情報として取り扱うものとします。

2.　前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する情報については、秘密情報に該当しないものとします。

(1)　貴社から開示された時点で既に公知となっていたもの

(2)　貴社から開示された後で、当社の帰責事由によらずに公知となったもの

(3)　正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示されたもの

(4)　貴社から開示された時点で、既に適法に保有していたもの

(5)　貴社から開示された情報を使用することなく独自に開発したもの

3.　第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する場合、秘密情報を必要な範囲において、開示または交付することができるものとします。

(1)　弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等法律上の守秘義務を負っている者に開示する必要がある場合

(2)　法令または金融商品取引所の規則に基づき開示が必要である場合、裁判所等の司法機関もしくは準司法機関または行政機関の決定または命令等に基づき開示を要請された場合、および日本証券業協会等の自主規制機関に対する回答、報告、届出、申請等のために開示が必要である場合（但し、この場合、可能な限り速やかに貴社に通知するように努めるものとします。）

(3)　当社の資金提供者および潜在的資金提供者（以下「資金提供者等」といいます。）に対し秘密情報を開示する必要がある場合（但し、当社と資金提供者等との間で本誓約書に定める義務と同等以上の義務を負わせる秘密保持契約を締結する場合に限ります。）

4.　当社は、秘密情報について、事前に貴社から書面による承諾を得ずに、本目的以外の目的で使用、複製および改変してはならず、本目的に合理的に必要となる範囲でのみ、使用、複製および改変できるものとします。

5.　当社は、秘密情報を、本目的のために知る必要のある当社の役員および従業員に限り開示するものとし、この場合、本誓約書に基づき当社が負担する義務と同等の義務を、開示を受けた当該役員および従業員に負わせます。

6.　本目的が達成された場合または貴社の指示があった場合、当社は、貴社の指示に従って、秘密情報（複製物および改変物を含みます。）が記録された媒体を破棄もしくは貴社に返還します。

7.　当社は、秘密情報の開示により、貴社の知的財産権を譲渡、移転、利用許諾を受けるものでないことを確認します。

8.　本誓約書の規定は、前項を除き、本目的が達成された日より1年間有効に存続するものとする。

以上